

小樽市総合教育会議傍聴要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、小樽市総合教育会議の運営に関する要綱第6条の規定に基づき、傍聴の手続、その他傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（傍聴の手続）

第2条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人名簿に記入しなければならない。

2 小樽市政記者クラブに加盟する報道各社に所属する者（以下「報道関係者」という。）は、前項の規定による手続を経ないで傍聴することができる。

（傍聴の制限）

第3条 市長は、傍聴席の都合により傍聴人の数を制限することができる。

（傍聴席以外への入場禁止）

第4条 傍聴人は、会議席など、傍聴席以外の場所に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第5条 銃器その他他人に危害を及ぼすおそれのあるものを携帯し、又はめいていした者は、傍聴席に入ることができない。

（傍聴人の遵守事項）

第6条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 市長、教育長、教育委員会委員その他会議の出席者の言論に対して公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等の行為により会議を妨害しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 携帯電話を使用しないこと。
- (4) その他係員の指示に従うこと。

（写真撮影等の禁止）

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、報道関係者及び特に市長の許可を得た者は、この限りでない。

（傍聴人の退場）

第8条 市長は、会議を公開しないこととしたとき又はこの要領に違反した者があると認めるときは、退場させることができる。

附則

この要領は、平成28年 月 日から施行する。